

## 還付・確定申告の受付期間 2月10日(月)～3月17日(月)

厚岸町役場の還付・確定申告会場では、それぞれの申告区分に応じた受付期間を設定しています。詳しくは、次の受付日程表をご確認ください。

### ●還付・確定申告会場受付日程表

| 申告受付区分                                                                   | 受付日時                     | 会場            |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------|
| 還付申告<br>医療費控除やふるさと納税など、申告することで所得税が還付になる人が対象<br>※e-Taxによる還付申告書の作成も補助いたします | ●2月10日(月)9時から16時         | 役場1階中会議室      |
|                                                                          | ●2月12日(水)から14日(金)9時から16時 | 役場1階中会議室      |
| 確定申告<br>営業所得や不動産所得がある人、複数箇所から給与を受けている人など、所得税の確定申告が必要な人が対象                | ●2月17日(月)9時から16時         | 役場1階中会議室      |
|                                                                          | ●2月18日(火)9時から19時         | 役場1階中会議室      |
|                                                                          | ●2月19日(水)から21日(金)9時から16時 | 役場1階中会議室      |
|                                                                          | ●2月25日(火)9時から12時         | 役場1階中会議室      |
|                                                                          | ●2月26日(水)9時30分から14時      | 上尾幌コミュニティセンター |
|                                                                          | ●2月27日(木)10時から14時        | 尾幌酪農ふれあい館     |
|                                                                          | ●2月28日(金)9時30分から15時      | 湖南地区集会所       |
|                                                                          | ●3月3日(月)9時から16時          | 役場1階中会議室      |
|                                                                          | ●3月4日(火)9時から19時          | 役場1階中会議室      |
|                                                                          | ●3月5日(水)から7日(金)9時から16時   | 役場1階中会議室      |
|                                                                          | ●3月10日(月)から14日(金)9時から16時 | 役場1階中会議室      |
|                                                                          | ●3月17日(月)9時から12時         | 役場1階中会議室      |

※2月11日(火)と2月24日(月)については、祝日のため役場会場および釧路税務署での申告はできません  
※役場1階中会議室以外が会場の日は、役場会場および窓口での申告はできません  
※青色申告・贈与税に関する申告・インボイス制度等については、釧路税務署での申告をお願いします

### 申告に必要なもの

- ・給与や年金の源泉徴収票 ・金銭出納帳やその他金銭の受領書など ・国民年金保険料控除証明書
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意保険の領収書※1
- ・生命保険料控除証明書 ・地震保険料控除証明書 ・医療費控除の明細書※2
- ・セルフメディケーション税制の明細書※2 ・ふるさと納税の寄附金受領証明書※3
- ・障害者手帳や療育手帳 ・申告する本人名義の通帳



※1 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意保険の領収書は、令和6年中の領収印があるものを用意してください  
※2 医療費控除の明細書およびセルフメディケーション税制の明細書は、領収書での申告は受付できませんので、事前に明細書にまとめてください  
※3 ふるさと納税をした人は、ワンストップ特例をしていても、申告すると特例が無効となります

### 電子申告(e-Tax)を利用して、確定申告を行いますか？

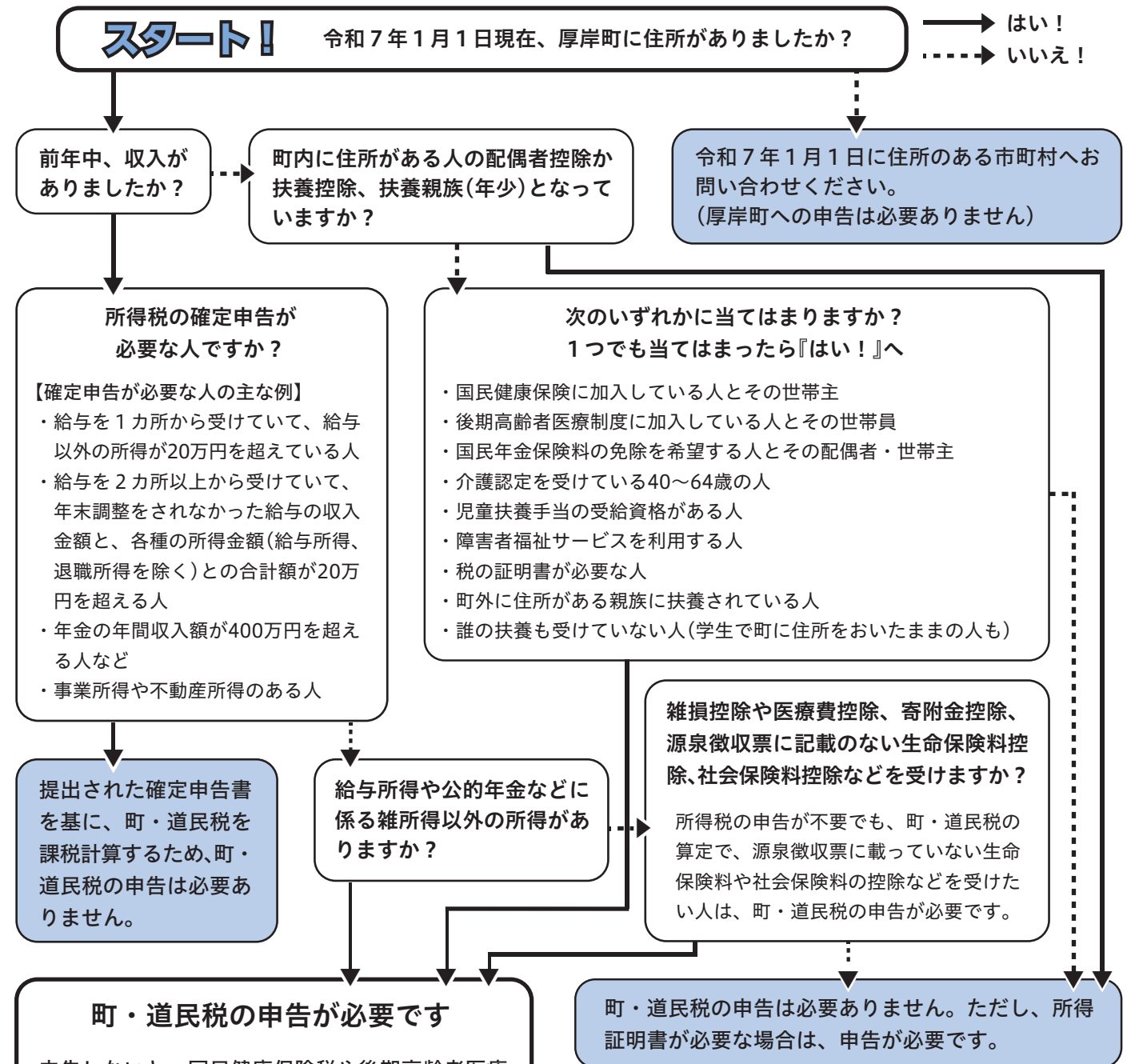
2月10日(月)と12日(水)から14日(金)の4日間、お手持ちのマイナンバーカードとスマートフォンを使って、e-Taxで還付申告書を作成する補助を行う窓口を開設します。マイナンバーカードとスマートフォンのほか、e-Taxで申告書を作成する場合にも、源泉徴収票等の確定申告に必要な書類一式を忘れずに持参してください。なお、事前に下記の注意事項を確認の上、ご来庁ください。いずれかに対応できない場合は、e-Taxでの申告はできません。

- ①お手持ちのスマートフォンでマイナポータルアプリをインストールすることができる
- ②マイナンバーカードの交付時に設定した利用者証明用電子証明書および署名用電子証明書のパスワードを把握している
- ③マイナンバーカードをスマートフォンにかざして、マイナポータルアプリにログインすることができる

## 町・道民税の申告や確定申告は計画的に

### 町・道民税の申告が必要か確認してみましょう！

※スタートから矢印に沿って進んでください。



●問い合わせ／釧路税務署 ☎ 0154-31-5100  
役場税務課課税係 ☎ 0153-52-3131

### 【税務署で申告する場合】

釧路税務署の確定申告会場に入場するには、整理券が必要です。

整理券は当日配布します。

※LINEから事前発行もできます。

右の二次元バーコードから手続きできます。

開設期間／2月17日(月)～3月17日(月)

受付時間／9時から16時

